

香芝市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和7年3月25日

香芝市監査委員 近 藤 洋
香芝市監査委員 中 山 武 彦

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

市民環境部 農林課

第4 監査の実施期間

令和7年1月27日から令和7年2月27日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 要望事項

- (1) 防災重点農業用ため池の防災工事等については、令和2年10月1日施行の防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づいて実施されているところであるが、国及び都道府県が財政的な支援及び技術的な援助を実施する旨を定めた同法が令和13年3月31日までの時限立法であることを鑑み、補助金等を活用し、失効までに完了できるよう、計画的に事業を進められたい。